

# 京都市立養正小学校「朝鮮学級」の成立過程

——一九五〇年代前半における公教育改編の試みとして——

松 下 佳 弘

## 論要旨

一九四九年一〇月、日本政府は、全国約三六〇校の朝鮮人学校の閉鎖と約四万人の朝鮮人児童生徒の公立小・中学校への転校を都道府県に命じた。先行研究においては、これにより朝鮮人児童生徒の教育形態に四つの類型が成立したとされてきたが、それぞれの類型において、転校をめぐる行政側と朝鮮人側との実際の対応が具体的に検討されたわけではない。

本稿では、京都市立養正小学校の事例により、一九四九年一〇月の知事による閉鎖命令から、五四年一月に「朝鮮学級」が成立するまでの三年余りの時期において、日本人と同様の教育を求める行政とそれに対抗する朝鮮人側の跡を明らかにする。

## はじめに

一九四五年八月以降、日本に残留した朝鮮人が開設した朝鮮人初等教育施設（以下、朝鮮人学校とする）は、全国で五〇〇校、児童数五万人を超えるまでに拡大した。これに対して、日本政府は、一九四八年一月、朝鮮人児童生徒に小・中学校就学を義務づけ、翌年四九年一〇月には、朝鮮人学校を強制的に閉鎖し、児童生徒を「日本人児童、生徒と同様」に、公立学校の「一般の学級に編入」させる措置を府県当局に命じた。ただし、この原則の適用は、全国一律に実施されたわけではなかった。<sup>①</sup>とりわけ、朝鮮人集住地域においては、朝鮮人側による地方行政当局との交渉により、東京都では、旧朝鮮人学校そのものを公立「移管」した都立朝鮮人学校が、神奈川県などでは、政府の措置により強制接収した

朝鮮人学校を公立学校校舎とした朝鮮人「分校」が成立した。いずれも、朝鮮人児童生徒の公立学校への転校という形式をとりつつも、学校は朝鮮人児童生徒のみで構成し、朝鮮人教員を講師として任用したことから、公立学校であるが旧朝鮮人学校の教育形式と内容を多く残したものとなった。また、公立学校に転校し、日本人と同じ学級で授業を受けることになったものの、公立学校内での朝鮮人独自の教育を求める朝鮮人側による行政当局との交渉の結果、特定の時間に朝鮮人児童生徒のみを「抽出」し、朝鮮人講師による朝鮮語等の授業などの形式により、公立学校内の「学級」という枠組みにより、朝鮮人教育がかるうじて確保された地方もあった。この形態は、一般的には「民族学級」（以下、民族学級とする）と総称され、一九五七年二月時点で、愛知、京都、大阪、滋賀など、全国十一府県で九二校を数えた。<sup>2)</sup>

このように朝鮮人向けの公立学校・分校、及び公立学校内の「学級」は、地域の朝鮮人社会と地方行政との交渉のダイナミクスの中で成立したものであった。同時に、公立学校であることから、教育内容や教員採用等は日本の教育法に規定され、教員の人件費、施設設備費、運営費等は、租税すなわち公費によって賄われた。「公教育」を公費によってなされる教育と操作的に定義するならば、これら朝鮮人向けの「学校・分校」「学級」は、公教育の範疇に位置づけられたことになる。とすれば、公立学校における朝鮮人教育の成立は、日本人を対象とし、「国語」を日本語とすることを自明の前提としてきたこれまでの公教育の枠組みにおいてどのような意味合いを持ったのであろうか。また、これを可能とする制度的根拠や枠組みはどのように成立し、どのような困難に遭遇したのだろうか。戦後日本における公教育の特質を解明するためにも、こうした問題を検討することが重要であろう。

この点について、これまでの研究ではどう論じられてきたのだろうか。代表的な通史研究である小沢有作の『在日朝鮮人教育論歴史編』においては、朝鮮人向けの「学校・分校」は、「相当程度の民族教育の実質化が実現しえた」としつつも、同時に「公立化によって日本の教育課程下にしぼりつけ、日本人教師が教えることにして、民族教育の骨ぬき」がされたとしている。さらに「学級」については、「公立学校に分散入学させたのち、朝鮮人としての教育を部分的に付加する教委側の発想に、在日朝鮮人がやむをえず妥協して成立したもの」とした。小沢の論は、朝鮮人自身による教育と、公立学校での教育を截然と区別し、朝鮮人側の志向する「民族教育」と行政の志向する「同化教育」とを対立関係的に捉える枠組みを前提としている。そのため、一九五〇年代の公立学校における朝鮮人教育を「文部省通達と朝鮮人の要求の妥協の産物」と論じるに留まっている。<sup>3)</sup> こうした枠組では、公立の「学校・分校」「学級」を支えた保護者たち、そこに通った子どもたちは、自ら「同化教育」を志向した者として否定的に捉えられざるを得ないという問題がある。

その後の研究は、小沢による枠組みを踏襲してきたが、最近のマキ子智子による研究は、これらの「学校・分校」に公費が支出されたことに着目し、その成立は「国民教育」の枠に収まらない日本の公教育の在り方を提示するもの」と位置付け、これを可能とした制度的枠組みについて論じた。マキ子の研究は、公費支出の視点から、公立朝鮮人学校、すなわち「学校・分校」を論じている。ただし、公立学校の朝鮮人向けの「学級」、すなわち民族学級については対象としていない<sup>4</sup>。本稿では、公立学校・分校設置の試みに比すれば、ささやかとも見える民族学級設置にいに深い願いがかけられていたかを明らかにしたい。

以上のような仮説的見通しのもとに、本稿では、転入した公立小学校において、朝鮮人独自の教育を求める朝鮮人側と行政との交渉の結果、成立をみた京都市立養正小学校「朝鮮学級」を事例に、公立学校における朝鮮人教育の成立過程を中心に検討する。

京都市では、一九五一年に教育委員会（以下、市教委とする）が朝鮮人児童の多い市立小学校五校で「朝鮮人課外教育」を実施した。しかし、各学級に分散する朝鮮人児童を放課後の時間に「抽出」して朝鮮語等を教授する形式では、その成果が期待できないとして、朝鮮人側は、朝鮮人児童を日本人児童とは分離し、授業科目を問わず終日同じ教室で授業を受ける「朝鮮人クラス」の設置を強く求めた。その結果、一九五三年一二月、市教委は「国から別段の指示があるまでの暫定措置である」と明記した上で、「朝鮮人のための特別教育実施要綱」を策定し、朝鮮人のみで構成される「特別学級」の設置を養正小学校一校のみに認めた。当校は、翌年一月に第三・第四学年と第五・第六学年の二つの「朝鮮学級」を開設した<sup>5</sup>。日本人と同じ学級に分散していた朝鮮人児童を集めた学級を編成、学級担任には、日本人教員を教諭として、学級副担任には、朝鮮人教員を嘱託講師として新たに任用した。この養正小学校「朝鮮学級」は、一九六七年三月までの十三年間存続した。

京都市の民族学級については、すでに一九八一年に中島智子による「在日朝鮮人教育における民族学級の位置と性格―京都を中心として―」（『京都大学教育学部紀要』第二七号）がある。それまで研究のなかった公立学校における民族学級の成立過程とその後の経過を京都市の事例に即して論じており、在日朝鮮人教育研究に大きな足跡を残したものである。京都市の民族学級が「三形態」をとったことや「特別学級」の存在を明示しており、本稿の動機や課題設定に重要な示唆を与えている。その上で、中島の論文執筆時に収集できなかった行政資料等を活用することで「朝鮮学級」の成立を軸に、一九五〇年代の朝鮮人教育の文脈に即して検討する。

## 1 公立学校における朝鮮人教育をめぐる攻防

### (1) 全国の動向

京都市の事例を検討するに当たり、まず、一九四九年十一月の公立学校へ転校措置によって生じた朝鮮人教育の全国的な動向について、小沢による四類型に依拠し、表1に示しておく。すでに拙稿で論じたように、学校閉鎖及び公立学校への転校をめぐる行政側との交渉において、朝鮮人の側は、名目はどのような形式であれ、原則的には、朝鮮人児童を日本人児童から分離して授業を受けることを求めた。たとえ転校という形式に従うとしても、児童を日本人と同じ学級の中に分散してしまうのではなく、公立学校であっても朝鮮人の子の集団を確保することを主張した。その意図は、一九五一年の愛知県小坂井町の交渉での教員朴光澤の発言にあったように、朝鮮人児童のみの集団の中で「民族意識をかもし出す」ことであつた。それにより、日本人中心の公立学校に入つても、朝鮮人児童は孤立せず、安心して力を発揮できる、すなわちエンパワーできると考えたからであつた。<sup>6)</sup> 他方、行政の側では、公立学校に転校させ、原則として「一般の学級に編入」させること、すなわち朝鮮人児童を分散して、日本人と同じ教室の中で少数者の位置におくことを求めた。こうした対立構図の中で、行政の求める転校という形式に従うものの、旧朝鮮人学校の単位で朝鮮人の子の集団を確保したものが類型Ⅱの「学校・分校」であつた。日本の教育課程が導入され、日本人校長や教員が配置されるが、児童生徒、朝鮮人教員、学校建物等は旧朝鮮人学校の形式の継承が可能となつた。

一方、こうした朝鮮人だけの「学校・分校」とまでいかなかったも、日本人児童と同じ校舎ではあるが、日本人児童から分離し、朝鮮人のみをまとめた「学級」という形態もあり得た。「分校」に対して「分級」とでも呼べるこの形態は、これまでは、類型Ⅲの民族学級の範疇で論じられてきたが、公立学校において、終日朝鮮人の子の集団が成立することを注視するならば、類型Ⅱと類型Ⅲの中間に位置するものとみることができると考えられる。本稿が検討対象とする「朝鮮学級」は、これに相当する形態である。<sup>7)</sup> 「分校」のみならず「分級」的な形態にも着目することにより、朝鮮人側が公立学校に求めたものが何であるか、行政側が何を拒否したのかという公教育における朝鮮人教育の争点が明確になると考える。

表1 学校閉鎖措置後の朝鮮人教育の類型とその動向

| 小沢による類型 <sup>(8)</sup>    |                                       | 成立した都府県(校数)   | 成立の時期(例示) <sup>(9)</sup>  | 児童数          |
|---------------------------|---------------------------------------|---|---|--------------|
| I<br>自主学校                 | 旧朝鮮人学校を継続した                           | 兵庫、大阪、愛知、岡山、広島等に初等教育機関 58校 *1   |   | 8,012<br>*1  |
| II<br>公立<br>朝鮮人学校<br>及び分校 | 旧朝鮮人学校を公立学校に移管                        | 東京—15校  | ・都立朝鮮人学校(小13、中1、高1) 1949年12月(1955年3月私立学校に移管)                                  | 3,142<br>*1  |
|                           | 旧朝鮮人学校を公立学校分校とした                      | 神奈川(5)、愛知(3)、大阪(1)、兵庫(8)、岡山(12)、山口(1) —合計6府県 30校 *3   | ・神奈川 - 市立小学校分校 5校 1949年11月<br>・大阪市立本庄中学校分校 1950年7月<br>・愛知 - 名古屋市立小学校 1950年11月 | 3,151<br>*1  |
| III<br>公立学校内<br>民族学級      | 公立学校に朝鮮人教育のための教室を開設                   | 神奈川(3校)、埼玉(5校)、茨城(8校)、愛知(8校)、岐阜(6校)、大阪(19校)、京都(9校)、兵庫(6校)、滋賀(17校)、香川(1校)、福岡(10校) —合計11府県、92校 *3 | ・滋賀 - 「朝鮮人児童の公立学吸収方針」 1949年12月<br>・京都 - 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」 1953年12月            | 4,685<br>*1  |
| IV                        | 公立学校 - IIIのような民族学級はなく、日本人と全て同内容の教育をする |   | (1949年12月以降の大多数の都道府県の状況が該当する)   | 89,879<br>*2 |

児童数は出典により調査時期が異なるが、各類型の初等教育機関への就学状況の概要を把握するために示したものである。

出典 \*1…1954年4月(呉永鎬「1950～60年代における朝鮮学校教育史」一橋大学社会学研究科博士論文、2015年)

\*2…1956年4月(文部省「学校基本調査統計報告書」昭和31年度)小学校在籍の「朝鮮」児童総数であり、公立分校及び民族学級(II及びIII)の児童数を含む。

\*3…1957年2月(前掲、マキエ智子「「外国人学校制度」創設の試み—日韓談話期における在日朝鮮人対策の模索—」)

## (2) 「朝鮮人課外教育」の成立

では、京都市において、市教委は転校をどのように進め、朝鮮人側はどう対応したのか。一九五〇年一月の京都連絡調整事務局長大隈渉の「報告」は、京都市を除く府内については、朝鮮人学校三校の児童一八八名が、各居住地の小学校に転校したことで、問題は「解決」したとする一方で、京都市内については、「市教委と朝鮮人間に交渉中」につき「未解決」としている。その上で、京都市では、四二五名の児童が朝鮮人学校に在籍しており、児童は「転校を頑強に拒否」「学校の存続を陳情し続けてきた」と付記している<sup>10)</sup>。児童は、街頭での署名活動や府や市の教育委員会への「陳情」などの行動をとったと推測できる。当事者である児童が、市立学校への転校を拒否し、学校の存続運動に直接参加していたことは、今後の展開をみる上で重要である。しかし、その一方で、朝鮮人代表の側は、市立小学校への転入は認め、交渉は、転入する市立小学校での「朝鮮語授業」の確保が焦点となっていた。この場合、朝鮮人児童は日本人と同じ教室に分散して転入する形式が前提とされている。つまり、朝鮮人側は、日本人から分離して終日朝鮮人だけの教室での授業を可能とする類型IIの「分校」でなく、居住区の市立小学校へ分散して転入させ、その上で、類型IIIの民族学級的なものを認めさせる

という方策をとったように見える。ただ、ここには、京都市には東九条地区、西陣地区、養正地区などの朝鮮人集住地域があり、しかも朝連西陣小学校という自前の校舎を有する私立朝鮮人小学校も存在していたことから、これを東京都のように公立「移管」した「京都市立朝鮮人小学校」、若しくは神奈川県のような「市立〇〇小学校朝鮮人分校」とすることで、朝鮮人児童の分散を回避するという方策をとり得たのではという疑問も残る。朝鮮人側内部でも議論があった可能性もある。

一月三十一日、京都市教育長不破治は、「朝鮮人学校問題」を議題とする市教委会議において、以下のように報告した。<sup>11)</sup>

過日朝鮮人及び関係小学校長代表と話合った。結論として、低学年午後一時三〇分―三時、高学年午後三時―五時まで、市内三十七学校で、週二回の〔朝鮮語〕授業の案を大体了承した。唯、例外として朝鮮人児童の密集した数カ所に朝鮮人だけのクラスを認めよとの強い要望があったが、朝鮮人クラスを認めることは、特別学級を作る事になるから、こちらとしては受け入れられぬ事を強調したが、代表はこれを納得せず、近く再開することになった。<sup>12)</sup>

まず、「朝鮮語授業」については、小学校三十七校で、課外の時間に週二回行うことで朝鮮人側と合意が成立した。ただし、合意は、この後に生ずる事情によりすぐには実現しないままに、四月の新学期を迎えることとなる。一方、「朝鮮人だけのクラス」及び「朝鮮人クラス」とは、本稿でいうところの「分級」を意味するものである。朝鮮人側は、大筋では市教委の示す「課外の時間」での「朝鮮語授業」を認めつつも、朝鮮人集住地域の小学校においては、「例外として」「分級」を求めたことになる。「例外として」という文言が示すように、朝鮮人側も「朝鮮人クラス」の実現は、相当ハードルが高いことを認識していたのであろう。しかし、教育長不破は、これを「受け入れられない」とした。その理由を、市教委管理部長浜野練太郎は、二月四日、市議会文教委員協議会において「分校、集団入学等については、…軍政部よりも禁止されているので、許さぬ方針で、日本人の学童と同一の学級で行いたい」と説明した。「集団入学」とは、当時各地の朝鮮人側で使われた文言で、転入にあたって朝鮮人児童を分散して日本人が主体の通常学級に振り分けるのではなく、朝鮮人だけの集団編成、つまり「朝鮮人クラス」の設置を意味するものである。その上で浜野は、「融和問題、運営の点より考えて、このような措置は一切認められぬ」とした。<sup>13)</sup>公立学校の中に日本人と分離した朝鮮人のみの学級が成立すれば、校内の子ども同士の「融和」や学校「運営」が困難になると判断したのである。

一九五〇年四月の新学期、市内の朝鮮人児童約四〇〇名が居住区の各小学校に一斉に転校した<sup>14</sup>。ただ、この時点では、「朝鮮語授業」を「課外の時間」に実施する大筋の合意が成立した一方で、「朝鮮人クラス」については、対立を残していたことを確認しておく。

四月以降、市教委は、合意が成立した放課後週二回の「朝鮮語授業」実施に向けて準備を進める。しかし、詳細な経緯は割愛するが、講師の採用をめぐり「旧朝連」と「民団系」の二つの朝鮮人団体が対立したことを理由として、市教委は実施を何度も延期することになる。同年二月一日、「旧朝連」の朝鮮人児童と父母約一〇〇名が、市役所で教育長に面会を要求し、課外教育の開講を早くするように求めた。市教委は、民団側の了解が必要としたことから、交渉は膠着状態となる。市側の退去命令により出勤した警察官により父母七名が検挙される事態が生じ、新聞もこれを大きく報じた<sup>15</sup>。二月九日、市教委は、双方の代表と協議する場を設定したが、民団側は出席せず、「旧朝連」側と協議の結果、課外教育の早期実施のため、教員の選考については、教育長に一任することで折り合いがついたことから、翌年一月から「朝鮮人課外教育」の実施を決定した<sup>16</sup>。一九五一年一月二六日の市教委会議において、教育長不破は、陶化、柏野、養正及び朱雀第四の四校において一月中に実施することを報告した。ただし、実際には、ここにはなかった学校での開設もあり、「朝鮮人課外教育」は、養正小、柏野小、陶化小、南大内小、嵯峨野小の五校で開設された。講師は、市教委が任用し「月手当」四、〇〇〇円を支給した。教員免許状は必要とされていないが、任用に際して教職適格審査で「適格」であることが求められた。表2に示したように、確認ができた講師七名はいずれも男性であり、その最終学歴は

表2 「朝鮮人課外教育」開設（1951年）校と担当講師

| 校名   | 開設月日  | 講師名（在任期間）及び経歴  |
|------|-------|--|
| 養正小  | 1月25日 | 鄭渭東（51年1月～4月）1929年生／同志社大学文学部3年在学中／51年1月「教職適格」<br>金仁守（51年4月～53年12月）1928年生／45年3月蔚山公立農業学校4年卒業／47年11月紫竹朝鮮人学院教師（～49年11月）／49年11月「教職適格」／関西大学在学中 |
| 柏野小  | 1月25日 | 韓桂玉（51年1月～6月）1929年生／45年7月京城公立旭丘中学校4年中退／49年7月京都大学法学部入学（同3回生在学中）／50年6月「教職適格」<br>鄭球和（51年6月～53年12月）1924年生／42年4月京城師範学校本科入学／45年3月卒業            |
| 陶化小  | 2月1日  | （講師名不詳）  |
| 南大内小 | 6月18日 | 朴琮雲（51年6月～不明）1934年生／51年4月同志社大学短期大学部入学／在学中<br>姜成信（51年11月～52年12月）1921年生／45年3月名古屋帝国大学（機械）卒業   |
| 嵯峨野小 | 9月10日 | 朴文國（51年9月～不明）1925年生／48年3月中央大学経済学部卒業／50年5月「教職適格」  |

教員の経歴等は当該校の教職員関係資料による。「教職適格」は教職適格審査で「適格」とされたこと（時期）を示す。

大学卒業一名、中退一名、在学中四名、師範学校卒業一名である。当時としてはかなりの高学歴者であった。

### (3) 「朝鮮人クラス」を求める運動

以上の経緯により、市教委は、一九五一年一月から九月までに時期に、週二回の「朝鮮人課外教育」を開設し、これが五三年一二月まで継続することになる。しかし、開設校は五校のみ、しかも、授業終了後の放課後の時間であり、朝鮮人側の要求からは、不十分なものであったことはいうまでもない。また、朝鮮人側が求めた「朝鮮人クラス」、すなわち朝鮮人集住地域における「分級」は実現することはなかった。

この時期の全国の状況に目を転じると、東京都では都立朝鮮人学校が、神奈川県、兵庫県、岡山県等では朝鮮人の子の公立学校分校が運営され、これらの学校の存続をめくり、朝鮮人学校側と日本人教育関係者との連携も生まれる。一九五二年一月から翌年にかけて、東京大学教育学部の勝田守一と太田堯が全国の朝鮮人学校の実態調査を行う。また、一九五三年一月に高知市で開かれた日教組第二回教育研究大会では、都立朝鮮人学校の梶井陟が第八分科会において報告し、朝鮮人の学校教育問題が初めて議論されている。このように、一九五二年から五三年にかけて、朝鮮人教育をめぐる運動に日本人教育関係者が参加にできるようになる。こうした運動の側では、京都の状況をどのようにみていたのであろうか。都立朝鮮人学校の関係者を中心に組織されている在日本朝鮮人学校PTA全国連絡会の機関誌『平和と教育』は、一九五三年一月、「在日朝鮮人の現状と諸問題」を特集した。誌上、李珍珪は、学校閉鎖措置以降の全国の朝鮮人教育の現状を紹介した上で、京都について以下のように論じている。

いちばんうまくいっていないところは大阪、京都である。この二つの地方は児童数が多いので公立分校でも充分やっていかれるのにこれを拒否し、父兄たちの強硬な要求のあるところだけに、若干の文字通りの課外教育をやらせている。「…」京都でも大阪と大体同じ方法で八カ所ばかり課外教育をやっている。しかし教員がいないので三カ所は現在閉鎖状態である。大阪と京都では教員の任命も父兄の推薦するのは悉く拒否し、市では一方的に「有資格者」を採用するため、課外教育の講師は大学生の一つのアルバイト視されている。したがって、教育に対する熱意もなく、報酬もこれらの地方では月四、〇〇〇円で固定されたままになっている。<sup>17)</sup>

これは、児童数が多いのに「公立分校」を持つことなく、公立学校での「課外教育」を実施している京都や大阪の朝鮮人教育に対する朝鮮人全国組織の側の評価とみてよい。また、「課外教育の講師は大学生の一つのアルバイト視されている」という指摘は、「朝鮮人課外教育」の講師任用が行政の主導でなされている京都市の実態をさし示したとしても注目できる。

一方、京都市では、市立小学校五校で週二回の「朝鮮人課外教育」が実施されるようになったものの、朝鮮人側が求めた「朝鮮人クラス」、すなわち朝鮮人集住地域における「分級」は実現することはなかった。この後の交渉については、行政側の記録は確認できない。ただ、一九五二年になると、課外教育を「朝鮮人クラス」にせよという要求が、児童や保護者から出されてくることが新聞報道から確認できる。「朝鮮人クラス」という二年越しの火種は、残されたままであった。ここでは、運動の前面に児童が登場してこなくても特徴的である。

一九五二年四月二四日、円山公園で開催予定だった朝鮮人PTA主催「四・二四教育祭」を、京都市公安委員会は、市公安条例により集会禁止とした。市内各所の朝鮮人集地域に待機した警察官は、集会参加のため市内各所に集合した朝鮮人を「無届デモ」や「集会禁止」として規制した。市内各所の朝鮮人の動向を報じた記事からは、ここに子どもが多数参加していることが確認できる<sup>18</sup>。また、翌年、一九五三年二月一〇日には、朝鮮人側の主催、「京都日教組」後援による朝鮮人教育についての座談会が養正小学校で開催され、小中学校校長・教員、府市の教育委員が参加した<sup>19</sup>。さらに同年四月以降には、朝鮮人側による市教委との交渉や陳情が活発化することが確認できる<sup>20</sup>。『夕刊京都』によると、三月上旬には「代表者が市教委に「各行政区に一か所ずつ各行政区に朝鮮人の小、中学校を設置したい」と申入れ、今日〔九月一〇日〕までに四、五回市教委との間に交渉を行っている」という<sup>21</sup>。一方、市教委の会議録によると、同年四月には「下鴨地区朝鮮人PTA一同」及び「在日朝鮮統一民主戦線京都府委員会裴寛植」氏からそれぞれ「朝鮮人教育の充実」についての「願出」があった。「下鴨地区朝鮮人PTA」とは、養正小学校や上賀茂小学校を含む洛北地域の朝鮮人児童の保護者会と考えられ、「在日朝鮮統一民主戦線」（民戦）は、朝連の後継団体として一九五一年一月に結成されたものである。京都においても民戦の組織及び民戦とつながる「朝鮮人PTA」が、朝鮮人教育と行政との交渉を主導していたとみてよい。「朝鮮人教育の充実」の具体的内容は不詳であるが、「朝鮮人クラス」すなわち「分級」の要求も含まれていたとみてよいであろう。六月には「朝鮮人課外講師金仁守氏外四名より、給与を日本の教職員ベースアップ改定の比率に準じて改定されたい旨」の「願出」もあった。さらに、七月には「京都第一朝鮮人小学校父兄一同より同校を公立にされたい旨の願出」が、一〇月には「学校法人京都朝鮮中学校より朝鮮中学校の公立化について」の「願出」がなされた。前者は、一九四九年九月末の市教委による学校閉鎖後も無認可のいわゆる「自主学校」として継続してきた

学校である。後者は、一九五〇年三月末に閉鎖した旧朝連西陣小学校を校舎として、五三年四月に新たに中学校レベルの学校として、京都府知事より私立各種学校認可を受けた開設一年目の学校である。<sup>22)</sup>「旧朝連」系両校の「公立化」を求める動きについては、これ以外の資料が見つからない現時点ではこれ以上論じることができないが、これまでの公立学校における「分級」の要求、各行政区に朝鮮人の小、中学校を設置の要求とともに、行政に公教育の枠組みのなかにおいて、朝鮮人教育を求めたこの時期独自の動きとして注目しておきたい。

こうした行政との交渉の一方で、朝鮮人側は、「朝鮮人クラス」開設に向けた教員養成の動きをも進行させていたことも重要である。金斗権さんの話によると、一九五三年の夏に、民戦と考えられる朝鮮人組織からの要請により、教師経験のない朝鮮人青年が十五人から二〇人くらい集められ、「民族教育のために若い青春を捧げよ」と説得されたという。夏季休業中の京都朝鮮中学の校舎で、約一か月間の民族教育「講習会」を受けたという。終了後、金斗権さんは、上賀茂地区の担当とされ、地域に住み込み、朝鮮人児童の家庭訪問をするなどの活動が続け、その傍ら毎週のように交渉のために市教委に行ったという。<sup>23)</sup>このように、実際の教員配置や児童の入級勧奨まで進めていたことは、朝鮮人側では、市教委との交渉の途上であるこの一九五三年夏の時点において、すでに「朝鮮人クラス」の設置も含めた民族学級の開設が可能という見通しを持っていたとみることができる。

九月七日、柏野小学校と養正小学校で、それぞれの児童と保護者が、「課外教育」を「分級」にせよと学校長に要求し、養正小では、児童六六人が欠席し保護者とともに市教委に押し掛け、柏野小学校では、警察官による強制排除という事態が起こる。『京都新聞』は「朝鮮人教育、京でもトラブル、分離を叫び集団欠席、市教委との間にミゾ」と、『夕刊京都』も「民族闘争もからむ朝鮮人教育問題、決らぬ文部省方針、おかげで市教委板バサミ」と、一面トップで報じた。二紙からは、両校の事態に対して九月七日に市教委が「特別教室問題」、すなわち「分級」について朝鮮人側と交渉を持ったこと、及び「文部省の方針が決まらぬことには身動きがとれない」市教委に対して、「京都市の自主性で解決せよ」と要求する朝鮮人代表との対立構図が確認できる。市教委の判断の根底には、「分級」設置は教育法の範囲を超えることから、文部省の判断が必要という認識があることがわかる。記事は、交渉当日の柏野小学校の朝鮮人児童七〇人の集団行動を「トラブル」と報じた。<sup>24)</sup>しかし、児童七〇人のうちの第五・第六学年児童の中には、三年前の一九五〇年三月までは、朝連西陣小学校に就学し、同年四月に柏野小学校に転入、日本人中心の学級に分散されたという学歴を持つ者もいたはずである。<sup>25)</sup>「自分らだけの授業をやらせろ」との主張には、三年前までは朝鮮人だけの集団で授業を受けていたという教育経験も作用したに違いない。「トラブル」という枠には収まらないものである。<sup>26)</sup>

さらに、九月一五日には、朝鮮人保護者五〇名と児童一〇〇名が市教委に行き、「特別教育」を要求するなど、朝鮮人側は市教委との交渉を重ねた。<sup>(27)</sup> 朝鮮人側の運動は、養正小と柏野小にとどまるものではなかった。以下は、二校と同様に「朝鮮人課外教育」を実施していた南大内小学校の「記録」である。

文部省の方針にてらし、市教委の決断には時間がかかり、遂に九月に至り柏野校、養正校で、集団欠席、教室占拠の事態をひきおこすに至り、問題は愈々深刻となり解決は益々困難となった。本校に於いては、九月一三日、二七名の集団交渉があり、現状ではとてついで辛い抱できない旨、強硬な意見が開陳された。<sup>(28)</sup>

断片的な記録ではあるが、「問題は愈々深刻」「解決は益々困難」とする当校の認識、及び当校における交渉の事実注目したい。

以上の両校の朝鮮人児童による「集団欠席、教室占拠の事態」に対処するため、市教委は、一〇月三十一日、「分級」問題についての一定の「決断」をした。市教委『会議録』によると、この日、事務局は「緊急議案」「朝鮮民族教育について」を五人の教育委員に審議を求めた。<sup>(29)</sup> 説明に立った指導部長市川教一は、「養正、上賀茂校については、先般研究会を行った結果、それぞれ二教室を提供し、特設学級及び特別施設を編成、又は提供して民族教育を行うことになった。：南大内、待鳳、陶化、嵯峨野、山王、西京極、朱四、御室校については希望のあり次第研究したい」と説明した。これに対して、副委員長神先幹子が、開始時期を質問するなど、若干の質疑応答がなされた。<sup>(30)</sup> その後、委員長福原達郎が、「民族教育については日本の法律を守ること、日本の児童に対する教育を阻害しないこと、と云う条件で各学校の情勢下に応じて行いたい」と発言した。<sup>(31)</sup> さらに、教育長不破が「更に、今回の措置は文部省の指令がある迄の暫定的な処置である」と説明した。『会議録』には、これ以外の委員の発言は記録されておらず、「三条件（福原及び不破による発言）を附して養正、上賀茂校に於ける処置を承認すること」を「採決」した結果、委員「全員賛成により可決」した。教育委員の中には、福原、神先のほか、それぞれ「教育の機会均等・民主教育の獲得」や「再軍備の費用を子供の費用に」を掲げて当選した吉川勝三<sup>(32)</sup>や市川白弦<sup>(33)</sup>も含まれていた。この直後に生ずる旭丘中学校問題では、教員の処分等をめぐり、委員長福原らと教育委員を二分する対立を生むことになる。<sup>(34)</sup> ここでは、養正小学校に「特設学級」、上賀茂小学校に「特別施設」設置という事務局の提案を教育委員五人が全会一致で承認したことに注目したい。この後明らかになるが、「特設学級」は「朝鮮人クラス」を、「特別施設」は「抽出学級」を

意味するものである。これにより交渉は急速に進展することになる。

この後、市教委は、学校との協議を進め、一月末には、何らかの実施案ができたと考えられる。二月二五日の『解放新聞』は、「二月一日、朝鮮人PTAなど二十二名の代表と市教委との会議」において、「市内の柏野、山王、南大内、養正の日本人小学校で、朝鮮学童に対して一週間に二十四時間の民族教育を正課として実施すること」で合意したと報じた。<sup>36)</sup>「二十四時間」とは、第三〜六学年の合計時間数を意味するであろうか。同記事は、見出しを「京都、教育闘争における成果、民族課目を争取、日本学校通学生に」としており、朝鮮人側は、市教委の決定を「争取」した「成果」として評価しているとみてよい。二月一日の朝鮮人側と市教委の会議でこの具体的な実施計画が示され、一九四九年末以来の朝鮮人側と市教委の交渉に一定の合意が成立したものと考えられる。

## 2 朝鮮人「特別学級」の成立

### (1) 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」の策定

市教委の実施案なるものとは、「昭和二十八年二月二四日決定」と記された「朝鮮人のための特別教育実施要綱」(資料1に示す。以下「実施要綱」)である。二月一日の朝鮮人側との会議で、市教委が、「実施要綱」中の「朝鮮人のための特別教育」(以下「特別教育」)の概要を朝鮮人側に示したことにより交渉が妥結した。これを受け、市教委は「実施要綱」を二月二四日に正式決定し、翌年一月一日よりこれを実施したと考える。

通常、実施要綱とは、行政が行う事業の大枠や行政政策の枠組みなどの原則的な事柄を定めるものである。「特別教育」は、国の教育法の枠組みにはない京都市独自の事業となることから、法との整合を図るためには、新たに実施要綱を策定する必要があると判断したのであろう。

「実施要綱」は、全二二条と「附則」よりなる。第一条では、「特別教育」は「京都市立小学校に在籍する朝鮮人児童のために行なう」とした上で、そのための教育の場としての「特別施設」を「特別に朝鮮人児童によって編成される学級」と「正規の授業時間中に抽出されて編成される朝鮮人児童の学級」との二類型に分け、前者を「特別学級」、後者を「抽出学級」と呼んだ。「特別学級」は、本稿で論じてきた「分級」にあり、朝鮮人側の文言では「朝鮮人クラス」である。「抽出学級」は、放課後ではなく、授業時間中に朝鮮人児童のみを「抽出」して実施される

資料1 「朝鮮人のための特別教育実施要綱」〔京都市教育委員会、昭和28年12月24日決定〕

第一条（適用範囲）

（1）この実施要綱は京都市立小学校に在籍する朝鮮人児童のために行なう小学校内に設けられる特別の教育施設（以下特別施設という）に適用する。

（2）朝鮮人のために行なう特別施設とは特別に朝鮮人児童によって編成される学級（以下特別学級という）、正規の授業時間中に抽出されて編成される朝鮮人児童の学級（以下抽出学級という）をいう。

第二条（目標）

特別施設における教育は、学校教育法第十七条（小学校の目的）及び第十八条（目標）の趣旨に則り、左の各号の目的達成を期さなければならない。

（一）朝鮮語を理解し使用する能力を養うこと。

（二）朝鮮における歴史及び地理についての概要を知らせること。

第三条（特別施設の設置）

（1）特別学級は学校運営上施設その他に支障のない場合に限りこれを設置することができる。但し講堂若くは雨天体操場を特別施設のために充当することはできない。（2）〔省略〕

第四条（学級編成基準）

特別施設の学級編成は左の基準による。

（一）特別学級における一学級の児童数は実出席児童数四十名以上なければならない。

（二）抽出学級における一学級の児童数は実出席児童数二十名以上なければならない。

（三）放課後学級は（二）の基準による。

第五条（講師）

特別施設の講師は京都市教育委員会（以下委員会という）において採用したものに限る。

第六条（特別施設設置の手続）〔省略〕

第七条（教育課程）

第二条の目標を達成するために、特別施設の教育課程の教科として社会（「社会乙」という）、国語（「国語乙」という）を中心とした教科をおく。授業時間数は左の各号による。

（一）第一・二学年、第三・四学年、第五・六学年それぞれ週当り五・八・十時間以内とする。

（二）（一）の各時間数には、特別教育活動の時間を充当することも差支えない。

（三）特別学級・抽出学級の教育課程を作成する場合には他の教科の学習に甚だしい支障を来さない様留意しなければならない。

第八条（評価）

特別施設において行われる学習の評価は、教科毎に行い、学習指導要録に記載する場合には、左表の如く別紙に評価して学習指導要録の裏面上方に貼付する。〔表-省略〕

第九条（管理）〔省略〕

第十条（特別施設で授業を行う日）〔省略〕

第十一条（教科用図書）

特別施設で使用する教科用図書は委員会で許可したものに限る。

第十二条（特別施設の停止又は廃止）

左の各号に該当するときは、特別施設を停止又は廃止することがある。

（一）特別施設の実出席児童数が第四条の基準より低下したとき。

（二）本要綱の趣旨に反して、運営実施されたとき。

（三）その他委員会が停止又は廃止の必要を認めるとき。

附則 1 この要綱は朝鮮人教育に関し、国から別段の指示があるまでの暫定措置として昭和29年1月1日から実施する。2 現に実施している放課後学級については、この要綱を準用する。

新たな形態である。さらに、一九五一年に開始した「朝鮮人課外教育」を「放課後学級」と呼び、「実施要綱」を「準用する」とした。これにより「特別教育」は三形態となる。<sup>37</sup>

第二条では、「特別教育」の実施は、学校教育法第一七条及び第一八条を根拠とすることを明記し、その「目標」を「朝鮮語を理解し使用能力と養う」こと、及び「朝鮮の歴史、地理の概要を知らせる」こととした。その上で、第七条では、「特別施設の教育課程の教科として社会（「社会乙」という）、国語（「国語乙」という）を中心とした教科をおく」とし、二教科の授業時間数の上限をも定めた。これらは、「特別教育」において、

小学校の教育課程にはない「朝鮮語」や「朝鮮の歴史、地理」の教授を可能とするために、学校教育法の規定に基づいた教育課程に位置づける必要から、「国語乙」や「社会乙」という新たな教科の枠組みを新設し、時間数を定めたものである。換言するならば、このような枠組みをつくることによって、朝鮮人側が要求した「朝鮮語」等の教授と教育法に規定された教育課程との整合性を確保しようとしたといえる。また、日本人向けであることが自明である教育課程を部分的に朝鮮人向けに改編したとみることもできる。

さらに、同様な必要から、第四条―学級編成、第五条―講師、第八条―評価、第一条―教科書の基準も定めた。そして、これらの基準を満たすなら、校長の願出により設置が認められることになっている。

以上、「実施要綱」は、京都市立小学校の中で、朝鮮人教育を実施する枠組みを定めたものであり、朝鮮人向けの教育を公立学校において実施する根拠を明確にする意味合いを持ったものである。ただ、「附則」において、「朝鮮人教育に関し、国から別段の指示があるまでの暫定措置」と明示したように、国の教育政策との微妙な関係の中で、「暫定」的に成立しているという不安定なものでもあった。

「実施要綱」に基づく「特別施設」は、一九五四年一月から六月までの間に九小学校に開設された。表3に示したように、「特別学級」が養正小、「抽出学級」が柏野小など六校、「放課後学級」が朱雀第四小など二校である。朝鮮人側が強く求めた「朝鮮人クラス」すなわち「特別学級」は、養正小一校のみに認められただけであった。この間の経緯については、先の南大内小学校「記録」は、以下のように記している。

一〇月に至り、養正、上賀茂の二校に於て、全日学級、抽出学級の設置を見るに至り各校の実情にてらし、個々に検討することになった。本校に於ても数次の交渉及検討の結果、抽出三学級を作ることとなり、二十九年一月より実施する。<sup>38)</sup>

「記録」によると、前年一〇月の市教委決定後、養正小、上賀茂小以外の各学校では、開設する「特別施設」の形態や学級数をめぐり、朝鮮人側との「交渉」がなされ、「検討の結果」、上記の開設を決定したとみられる。これは、教育委員長福原の「各学校の情勢下に応じて行いたい」という先の発言に符合する。したがって、「交渉及検討の結果」開設しないことを決定した学校もあった。一例をあげるならば、指導部長市川も開設を検討していた西京極小学校では、区内の朝鮮人保護者が「全校児童数九三二人の二割を占める朝鮮人児童のために三教室を提供、独自のカリキュラムで授業を行いたい」として学校側と交渉した。これは、養正小と同様の「特別学級」を求めたものであるが、三教室の割当

に育友会の中に反対もあり、市教委も認めず、当校では、結局「特別施設」は開設されなかった。<sup>(39)</sup>

以上、全九校という「特別施設」開設数は、一九五一年の「朝鮮人課外教育」五校からは増加したものの、五〇年の市教委実施案にあった三七校から見ると極めて限定されたものであつたといふまでもない。先の西京極小学校と同様の事例は、他にもあつたことであろう。小学校九校の「特別教育」に参加した児童総数は、六〇〇人から八〇〇人程度であつたと推測できる。また、この年度の市立小学校の朝鮮人児童数が約四、八〇〇人であつたことからみても、対象となつた児童は、相当限定的なものであつたことにも留意する必要がある。<sup>(40)</sup>

なお、前年九月以降、上賀茂地区で学級開設のために保護者宅の家庭訪問をするなどの活動をしてきた金斗権は、一月一日付で上賀茂小学校の講師に任用された。

## (2) 「朝鮮学級」開設の動向

養正小学校は、第三学期始めの一月一〇日に「朝鮮学級」を開設した<sup>(41)</sup>。年度末に近い時期に、四月からの新年度を待たず児童を移動して新たな学級を編成し、新担任を発令することは、通常の教育行政や学校にとってはきわめて異例

表3 「特別教育」実施校と朝鮮人講師（1954年）

| 校名と開設日         | 学級  | 朝鮮人講師名（生年）及び経歴   |
|----------------|-----|--|
| 養正小<br>1月10日   | 特別  | 李春圃（1920年）1939年3月慶州公立高等普通学校卒業／53年12月16日任用<br>文京子（1933年）1949年3月北白川韓国中学校卒業／53年12月16日任用   |
| 陶化小            | 抽出  | （開設月日及び講師名不詳）  |
| 山王小<br>1月      | 抽出  | 夫斗玉（1926年）1947年4月立命館大学経済学部編入（51年中退）51年9月<br>京都七条朝鮮人小学校教員／53年3月同校退職／54年1月1日任用<br>権碩鳳（1931年）1949年4月金沢大学理学部入学（50年10月中退）／54年<br>1月1日任用                 |
| 南大内小<br>1月10日  | 抽出  | 孫明姫（1934年）1953年3月洛陽工業高校卒業／54年1月1日任用<br>李鳳善（1925年）1948年4月立命館大学経済学部入学（50年10月中退）53<br>年1月南大内小朝鮮人課外教育講師任用から引き続き、54年1月1日任用                              |
| 柏野小<br>1月      | 抽出  | 朴順香（1933年生）1951年4月京都女子大児童科入学／52年9月中退／54<br>年1月1日任用<br>鄭球和（1924年生）1942年3月普洲公立中学校卒業／4月京城師範学校本科<br>入学／45年3月卒業／51年9月柏野小朝鮮人課外教育講師任用から引き続<br>き、54年1月1日任用 |
| 待鳳小            | 抽出  | （開設月日講師名不詳）  |
| 上賀茂小<br>1月     | 抽出  | 金斗権（1923年）1942年3月慶北農業技術研修所課程修了／54年1月1日任用<br>咸甲道（1924年）1942年3月金海公立農業実修学校卒業／44年陸軍特別幹部<br>候補生入隊（45年復員）／53年京都人文学園専攻科入学（在学中）／54年<br>1月1日任用              |
| 朱雀第四小<br>6月28日 | 放課後 | 李甲連（生年不詳）1954年七条朝鮮人小学校退職／54年6月28日任用<br>金京姫（生年及び経歴不詳）1954年6月28日任用   |
| 嵯峨野小<br>（不明）   | 放課後 | 朴文國（1925年）1948年3月中央大学卒業／49年4月京都朝鮮中学教員（50<br>年9月辞任）／51年9月嵯峨野小朝鮮語課外講師（大阪大学在学中）／53<br>年3月大阪大学卒業／53年4月京都大学文学部大学院入学（在学中）、当校<br>課外教育講師から引き続き、54年（月不明）任用  |

教員の経歴等は、当該校の教職員関係資料による。

のことである。朝鮮人保護者や児童の喫緊の動向から、問題が緊急性を持つという認識が、市教委及び学校側にあったとみてよい。一月八日『京都新聞』は、「一〇日から朝鮮人児童の独立学級発足」と報じた<sup>12)</sup>。記事は、「特別学級」が朝鮮人だけの「完全な分離授業」であり、「その成行き」に「非常な注目と関心が寄せられている」とした上で、以下のような「心配」をも指摘した。

しかし、それよりもこのような独立した学級となれば、児童の心理から民族意識が強くなり差別的な言葉を多く出す子どもが出てくることや、運動面にチーム対抗競争などの場合起こり得る感情意識などを非常に注意すると同時に心配している。

記事は、学級の開設に伴う学校側の懸念を伝えたものであろう。ただ「民族意識」や「差別的な言葉」を語る主体が、朝鮮人か日本人なのかについては何も語られていない。さらに「民族意識が強く」なるから、「差別的な言葉を多く出す子ども」が出てくるのかとの疑問も生ずる。おそらく、朝鮮人だけの学級ができれば、朝鮮人児童の民族意識が強くなり、それに対抗するように日本人の子どもの差別的な言動が増え、朝鮮人と日本人との児童間に対抗的な「感情意識」が生じかねないと考えたのであろう。しかし、対抗的な感情は、混合クラス、すなわち通常学級でも存在したはずである。ただ、これまで朝鮮人児童は、日本人が多数を占める通常学級にバラバラに分散されていたがゆえに、たとえ差別的な言葉を投げかけられても、対抗意識を表すことが困難であった。このように発露されにくかった朝鮮人としての意識が、朝鮮人だけの「特別学級」設置によって顕在化するというのであろう。これは、特別学級を「一切認められぬ」理由として「融和問題」を挙げていた先の市教委管理部長浜野の認識とも通底するものでもある<sup>13)</sup>。そこにおける「融和」は、あくまでも日本人の立場から発想されたもの、つまり朝鮮人としての意識が発露されないことが前提とされていたことはいままでもない。

記事によると、「朝鮮学級」は第三・第四学年が四九名、第五・第六学年が四四名で構成された複式二学級であった。ただし、第一学年に二人、第二学年に二六名の「分離教育希望者」がいたが、第一・第二学年の「朝鮮学級」は、なぜか設置されなかった。「実施要綱」は、第一・第二学年についても週当たり五時間以内と規定しているものの、「抽出」形態の他の小学校においても、実際には第三学年以上を対象とし、第一・第二学年は除外されたようである<sup>14)</sup>。理由は不詳であるが、第一学年から分離した場合、日本人の立場から見ても都合な「感情意識」がいつそう強まることを恐れた措置とも考えられる。「実施要綱」決定後に、第一・第二学年を「特別教育」の対象外とする取り決めがなされた可能性もあ

る。さらに、記事は、朝鮮人「在校者数」と「分離教育希望者数」を学年ごとに示し、「分離教育を希望しない者が五八人」もあるとした上で、「この原因は各学年とも分離による学力低下を恐れたため」としている。

一月一〇日には「希望した児童を三、四年と五、六年に分け、二学級の授業開始式」が行われた。この年の三学期始業式は、一月八日の金曜日であったことから、授業開始式は、日曜日に行われたことになる。全校児童が登校しない日曜日を選んで、希望した朝鮮人児童だけを登校させ、学級編成のための「授業開始式」をしたのだろうか。翌一月一日には、日本人児童代表一三〇名が参加して「朝鮮人学級開設式」が行われた。<sup>45</sup>『養正PTA会報』に掲載された開設式の「式次」から、学校長式辞、市教委代表式辞、養正PTA会長祝辞に続いて、朝鮮人PTA会長、民戦代表、朝鮮人PTA連合会代表の朝鮮人三名の祝辞がなされたことがわかる。<sup>46</sup>民戦及びPTA連合会は、京都府全体の朝鮮人組織である。両組織の代表がそろって出席し、かつ祝辞を述べたことは、「朝鮮学級」の開設が養正地区の朝鮮人だけでなく、京都の朝鮮人組織にとって重要であったことを意味しているとともに、開設にあたっては、市教委や学校とともに、両組織が相当イニシアチブをとっていたとみることができ。また、同会報は、「朝鮮人学級開設にあたって」という学級担任三名連名による文章を掲載した。ここでは、教育基本法第三条を掲げ「朝鮮人を教育することは教育の機会の上より当然のこと」であり、「異国の地で民族独立を念願する朝鮮人達の児童」を指導育成することは、担任に「課せられた問題」であるとした。その上で、「同じ養正校の校舎に学ぶ一学級としての朝鮮人学級」であり、「何ら養正校より分裂したわけではありません」として、普通学級との一体性を強調することで、保護者に対して朝鮮人学級開設への理解を求めた。<sup>47</sup>

三名の学級担任は、加藤佐久次、李春圃、文京子である。日本人教員が担任、朝鮮人教員は副担任とされた。第五・第六学年の学級を加藤佐久次と李春圃が、第三・第四学年を文京子が副担任とした。第三・第四学年担任として加藤とは別の日本人教員が配置されたと思われるが不明である。授業は、「国語乙」「社会乙」と「朝鮮の音楽」を朝鮮人教員が、それ以外は、普通学級と同様の内容を複式授業の形式で日本人担任が当たった。職名は、加藤が教諭、李と文が嘱託講師、三名とも京都市教員任用が「一九五三年一月一六日」であることから、二月一六日以降、翌年一月の「朝鮮学級」開設の準備にあたったものと考えられる。日本人担任の配置や教育内容についての抵抗はなかったとみられることから、朝鮮人側は、教授用語や教育内容よりも、朝鮮人だけの学級編成を重視していたとみることができ。

当初から学級運営を中心に担ったのは、日本人教員の加藤であった。一九一四年生まれの加藤は、一九四五年八月、中国「閩東州」の旅順国民学校訓導の時に敗戦となり、四七年に引揚帰国、という経歴を持つ。引揚後、教職以外の様々な仕事を渡り歩いていた時に、師範学校の先

輩だった養正小学校教頭竹林隆次から「市教委は、全市の初の試みとして養正校に朝鮮人学級を設置したい意向で、外地経験者をさがしている」と勧誘され、市教委で採用試験を受けたのが、「昭和二八年（一九五三年）一〇月のことであった」<sup>49</sup>。養正小「特別学級」設置のための臨時採用試験により任用された加藤は、この後、一九五九年度末までの六年余りにわたり担任をすることになる。<sup>50</sup>「外地経験者」であれば、多少は朝鮮語ができるという判断が市教委側にあったようであるが、加藤は、中国語は多少理解できたようであるが、朝鮮語はできたわけではなかった。<sup>51</sup>

一方、朝鮮人講師の採用にあたっては、教員免許状は必要とされておらず、「課外教育」講師採用の際に課されていた教職適格審査は、講和条約発効により制度そのものがなくなっていたことにも留意する必要がある。ただ、二名の朝鮮人講師の任用経過は不明である。李春圃は、一九二〇年生まれ、「一九三九年慶州公立高等普通学校卒業」という学歴を持つが、渡日の時期、経歴は不詳である。この後、一九五七年末までの四年余り担任をすることになる。文京子は、一九三三年生まれ、京都市立小学校卒業、「北白川韓国中学校」入学、一九四九年卒業という学歴を持つ。<sup>52</sup>一九五五年八月までの二年余り担任をすることになる。当初の朝鮮人講師の給与は、月額九、五〇〇円であった。<sup>53</sup>一方、一九五一年に養正小に開設された「課外教育」の講師であった金仁守は、五三年一月三十一日付で退職した。

前述のように「課外教育」講師任用は、採用試験、教職適格審査など市教委が主導したが、表3に示した「特別教育」講師採用には、前年の「講習会」参加者が任用されたように、朝鮮人側の意向が相当反映されたものと考えてよい。

### (3) 「朝鮮学級」の位置と性格

以上の経過をもって、当校に市内で唯一設置された「特別学級」は、一九六七年三月までの十三年余りの間運営された。ただ、当学級については、市教委、学校、朝鮮人団体などに記録や資料がほとんど残されてない。ここでは、現時点で把握できた資料等を整理し、当学級の位置と性格について若干の考察を試みる。

まず、「朝鮮学級」の在籍児童数（一九五三年度～六五年度）を表4に示す。この間、合わせて約二〇〇名が当学級を卒業したことになる。<sup>54</sup>卒業後は、校区である京都市立高野中学校ではなく、教育法上は中学校ではなく各種学校であった京都朝鮮中級学校（一九五三年開設）へ進学した児童も相当数あったと考えられる。また、「朝鮮学級」は第三学年以上を対象としたが、養正小学校に在籍しているものの「朝鮮学級」には入級しない朝鮮人児童も相当数いたことにも留意する必要がある。

表4 京都市立養正小学校「朝鮮人特別学級」の児童数（1953年度～1965年度）

| 年度   | 第3学年 |    |    | 第4学年 |    |    | 第5学年 |    |    | 第6学年 |    |    | 合計 |    |    |
|------|------|----|----|------|----|----|------|----|----|------|----|----|----|----|----|
|      | 男    | 女  | 計  | 男    | 女  | 計  | 男    | 女  | 計  | 男    | 女  | 計  | 男  | 女  | 計  |
| 1953 |      |    | 18 |      |    | 31 |      |    | 26 |      |    | 18 |    |    | 93 |
| 1954 | 8    | 15 | 23 | 9    | 8  | 17 | 7    | 22 | 29 | 9    | 14 | 23 | 33 | 59 | 92 |
| 1955 | 13   | 6  | 19 | 7    | 15 | 22 | 10   | 8  | 18 | 8    | 22 | 30 | 38 | 51 | 89 |
| 1956 | 12   | 11 | 23 | 14   | 6  | 20 | 7    | 15 | 22 | 10   | 8  | 18 | 43 | 40 | 83 |
| 1957 | 0    | 11 | 11 | 12   | 11 | 23 | 13   | 6  | 19 | 8    | 15 | 23 | 33 | 43 | 76 |
| 1958 | 2    | 6  | 8  | 0    | 10 | 10 | 12   | 11 | 23 | 9    | 4  | 13 | 23 | 31 | 54 |
| 1960 | 9    | 8  | 17 | 6    | 6  | 12 | 4    | 9  | 13 | 0    | 7  | 7  | 19 | 30 | 49 |
| 1961 | 4    | 8  | 12 | 9    | 8  | 17 | 5    | 4  | 9  | 3    | 10 | 13 | 21 | 30 | 51 |
| 1962 | 7    | 2  | 9  | 4    | 8  | 12 | 6    | 6  | 12 | 5    | 4  | 9  | 22 | 20 | 42 |
| 1963 | 1    | 6  | 7  | 6    | 2  | 8  | 4    | 8  | 12 | 6    | 5  | 11 | 17 | 21 | 38 |
| 1964 | 3    | 3  | 6  | 0    | 5  | 5  | 8    | 2  | 10 | 4    | 8  | 12 | 15 | 18 | 33 |
| 1965 | 0    | 0  | 0  | 3    | 3  | 6  | 0    | 5  | 5  | 7    | 2  | 9  | 10 | 10 | 20 |

本表は、『京都市教育委員会指定統計』各年度版の「特別学級児童数」の項より作成した。ただし、1953年度は統計にないため、54年1月の学級開設時の『京都新聞』（1954年1月8日）の「分離教育希望者」をあてた。

では、入級はどのような経過でなされたのか。一九五四年一月、開設当初の「朝鮮学級」に移った当時六年生だった黄弘吉さんは、「三学期の初日に靴もって自分の席に行って」みると、先生に「今日からお前あっちの方へ行くようになって」と教えられたが、「自分はしらなかった。民族学級へ行くということを。ところが親はすでに了解しとった」という。「クラスに入ってみて、あいつも朝鮮人か、こいつも朝鮮人かということが初めて分かった」という。<sup>55</sup> 同じく一月に三年生だった呉英淑さんは、父親に言われて朝鮮学級に入った。父親は、家の中に「朝鮮語常用」と朝鮮語の張り紙をするほどの教育熱心であったという。「あの頃はきつい差別があったから（入級して）ほっとしましたね」と話す。<sup>56</sup> また、一九五四年四月に三年生になった呉成元さんは、運動場で遊んでいるときに、学校に来た呉さんの伯父に呼びとめられた。「言われるとおりに後ろついて行ったら、職員室には民族学級の先生四人がすわっており」「僕はただ黙って立っていたら、おじさんは帰った」。「担任の先生が行きましょう」と行った部屋が朝鮮学級の教室だったという。<sup>57</sup> 三人の話からは、児童の入級については、学校ではなく保護者を含めた朝鮮人側のイニシアチブによりなされていたものとみることができよう。

次に、授業についてである。「朝鮮学級」の校時表（時間割）は残っていないため、当時の学習指導要領と「実施要綱」から勘案した教科目の授業時数を表5に示した。「国語乙」は朝鮮語（朝鮮国語）、「社会乙」は「朝鮮における歴史及び地理」の時間である。「実施要綱」に明示がないが、新聞記事では、音楽科二時間の内、一時間は「朝鮮の音楽の時間」とされている。これらを勘案すると、第五・第六学年の場合、「国語乙」五時間、「社会乙」四時間、朝鮮の音楽が一時間で、週当たり一〇時間となる。

表5 「朝鮮学級」の週当たりの教科の推定時数（1954年1月の開設時）

|      |      | 国語  | 国乙 | 社会  | 社乙 | 算数  | 理科  | 音楽   | 図工 | 家庭 | 体育 | 合計  |
|------|------|-----|----|-----|----|-----|-----|------|----|----|----|-----|
| 第3学年 | 普通学級 | 6~7 |    | 5   |    | 4~5 | 3   | 2    | 2  |    | 3  | ~27 |
| 第4学年 | 朝鮮学級 | 5   | 5  | 3   | 3  | 4   | 3   | 1(1) | 1  |    | 2  | 28  |
| 第3学年 | 普通学級 | 7   |    | 5~6 |    | 4~5 | 3~4 | 2    | 2  | 3  | 3  | ~32 |
| 第4学年 | 朝鮮学級 | 5   | 5  | 4   | 4  | 4   | 3   | 1(1) | 1  | 3  | 2  | 33  |

普通学級の週当たりの教科時数は、当時の学習指導要領（1951年実施）に基づく推定時数である。指導要領では「各教科に全国一律の一定した動かしがたい時間を定めることは困難である」として、各教科の時間数は「必要な時間数の比率」が示されているのみである。「国乙」は「国語乙」、「社乙」は「社会乙」を、音楽の（ ）内は朝鮮の音楽の時数を示す。

ただし、加藤は、これを「週一二時間」と記録している。前述のように、これらの科目授業を朝鮮人講師がし、その他の科目を複式授業の形式で日本人教員が担当した。加藤によると「授業時数が少ないことと複式授業である」ため、授業が難しかったと回想している。また、一九六〇年代初頭に「朝鮮学級」を一年間担任した日本人教員及び朝鮮人講師の李福順さんの話によると、教室の中で日本人教員と朝鮮人講師が一緒にいるという場面はほとんどなく、朝の始業時の出席確認などは日本人教員が行い、給食や掃除の時間には日本人教員はあまり来なかったという<sup>58)</sup>。給食時に日本人教員が不在であるということは、実質的な担任は朝鮮人講師であったとみることもできるのではないだろうか。双方の教育活動に一定の境界線が引かれていた可能性がある。

一三年余りの間継続した「朝鮮学級」の担任を経験した日本人教員は全部で一七名、うち加藤は開設時から七年間担任をした。ただし、一七名中一四名は一年間限りの担任であった。一方、「朝鮮学級」副担任とされた朝鮮人講師は全部で一〇名、うち一年間限りの者は二名のみであり、中には八年間、五年間など長期間の者もいる。開設当初は、朝鮮人PTAなどの保護者側もしくは民戦の組織が適任者を選任したと思われるが、一九五五年の朝鮮総連の成立以後は、「朝鮮学級」以外の「抽出学級」「放課後学級」の講師も含め、京都の総連組織が選任した者を市教委が任用するという方式が明確となった。一九六〇年代半ばに「朝鮮学級」の講師となった呉英淑さんの場合は、京都朝鮮高級学校第三学年時に東京の朝鮮大学附属教員養成所の短期講習を受講、高級学校卒業年の四月より朱雀第四小学校の「抽出学級」の講師となり、三年後当校の「朝鮮学級」講師となった。この前後より、呉さんとはほぼ同様の学歴による「朝鮮学級」講師がこの後続くことになる。「京都朝鮮高級学校入学」教員養成所講習修了「高級学校卒業」京都市立小学校朝鮮人講師」という朝鮮人講師の教員養成ルートが、一九六〇年あたりから形成されたといえる。

一方、市教委は、「朝鮮学級」を「暫定措置」としていたものの、教育法上の位置づけは明確にされていた。このことは、毎年度ごとに作成される『京都市教育委員会指定統計』の「特別学級児童数」項に、「種別」―「朝鮮人」、「校名」―「養正」として、学年、性別ごとの児童数が表示され、「朝鮮学級」の存在が「特別学級」

のひとつとして明示されていることから明らかである。<sup>(59)</sup> 一方、「抽出学級」及び「放課後学級」の場合は、「指定統計」に表示されていない。これは、「抽出学級」及び「放課後学級」が学校内の措置としての「学級」であったのに対して、「朝鮮学級」は、学級編成の基準と教員定数を規定したいわゆる「教職員定数法」に基づいた「学級」であることを意味している。同法による「学級」数が二であれば、教員二名を「定数」として配置し、給与の半額は国費による負担となる。<sup>(60)</sup> このことにより「朝鮮学級」が義務教育の基準を定めた法律に基づいた位置づけがなされたものであることが明らかである。「暫定措置」といえども、教育法上は、文部省が「朝鮮学級」を認めていたことを意味するものである。

一二年後の一九六六年五月、市教委は「実施要綱」を廃止し、三形態の「特別教育」を「抽出学級」に一本化するという方針に基づく「朝鮮抽出学級設置要綱」を決定し、五月一三日より実施するとした。これは、前年六月の日韓基本条約調印に続き、同年一二月に発せられた二通の文部事務次官通達を受けたものである。同通達は「朝鮮人のみを収容する公立の小学校または中学校およびこれらの学校の分校または、特別の学級は、今後設置すべきではない<sup>(61)</sup>」として「分校」と「特別の学級」の設置を禁止し、さらに「朝鮮人教育については、日本人子弟と同様に取り扱うものとし、教育課程の編成・実施について特別の取り扱いをすべきではない<sup>(62)</sup>」と、公立学校の朝鮮人教育を全面的に否定するものであった。<sup>(63)</sup> これにより市教委は、「特別学級」の廃止を決定した。ただし、「抽出」形態での朝鮮人教育は、通達の許容範囲と判断したと考えられる。

一九六六年六月、養正小運動会の当日、朝鮮人の保護者が「特別学級」の廃止反対を叫んで廊下に座り込み、校長を校長室から出さないとしたこと、校長は開会式の挨拶が出来なかったという。<sup>(64)</sup> その後も反対運動が続いたことから、市教委は、養正小学校の「朝鮮学級」廃止を一年延期とした。養正小学校『学校沿革史』には、以下のように記録されている。

昭和四一（一九六六）年度、五月一六日、京都市教育委員会決定により朝鮮語指導は全市的に抽出制となる。（ただし四二年三月三二日まで）保護者児童、朝鮮総連による猛烈な反対があり、五月二日から七月、また、八月末から九月当初までの交渉の連続となり、学校としては管理自習の体制をとる。昭和四二（一九六七）年度、五月一六日、民族学級（抽出によるもの）開始、講師一名、三四年一八名、五六年六名、月、水、木、金の第三校時三、四年、第四校時五、六年、朝鮮語指導をする。

「朝鮮学級」は一九六七年三月末で閉鎖となり、新学期からは「抽出学級」となる。五年生以下の児童は、進級した相当学年の普通学級に分散して編入されたものと考えられる。その後、形態や名称等は変わるものの、六〇数年を経た現在も「コリアみんぞく教室」として継続している。

### まとめ

朝鮮人学校児童生徒を公立学校に転校させたことにより生じた地方行政当局と地元朝鮮人側との交渉は、全国各地でかなり長期にわたって展開し、結果として、公立学校の中に多様な朝鮮人教育の形態が生じた。

京都市においては、約四年にわたる交渉を通して、朝鮮人集住地域の小学校の朝鮮人「分級」の認否が焦点となった。交渉の最終局面において、市教委は、京都市独自の「朝鮮人のための特別教育実施要綱」を決定、即実施すること、交渉を妥結させた。そこには、いわゆる普通学級とは分離した朝鮮人児童のみで構成される学級編成とともに、「国語乙」「社会乙」という朝鮮人向けの教科目の新設と学習評価、使用する教科書の基準など、「特別教育」を教育法に規定された日本人向けの教育課程との整合性をとるための基準を明示した。これは、五人の市教育委員が全会一致で承認したものであった。ここには、国が基準とする教育法の枠を多少はみ出しても、地域住民である朝鮮人側の教育要求を一定程度は受け入れざるを得ないという地方行政独自のロジックがあったといえる。その上、「特別学級」は「教職員定数法」に基づく位置づけもなされていた。ただし、あくまでも「暫定的」なものされていた。

また、これを実施した京都市立養正小学校においては、日本人と朝鮮人の学級担当者が、朝鮮人の教育を教育基本法の「教育の機会均等」の理念から、教員に課せられた課題するとしたことが確認できた。こうした地方独自の対応を可能としたのは、教育委員を住民から直接選出する公選制教育委員会制度や教育課程の基準を定めた学習指導要領が「試案」とされていたことなど、戦後民主教育の枠組みがかるうじて残っていたこともその背景にあったと思われる。

さらに、いくつかの局面で散見された朝鮮人PTAや朝鮮人団体の学校への関与や児童の「朝鮮学級」入級の様子からは、朝鮮人住民のインシアチブが相当大きかったことも推測できた。

以上のことから、本稿で取り上げた京都市における「特別学級」は、日本人向けの教育を自明とした公教育の枠組みを地方のレベルにおいて、

朝鮮人住民の側から改編しようとした試みといえる。

一方、文部省はこれをどう判断していたのか。一九五三年九月の『京都新聞』は、「文部省の方針（近く通達がある）に従って処理しようとする市教委」と報じ、教育委員長福原は「文部省の方針が決まらぬことには身動きがとれない」と発言した。しかし、近くあるはずの通達なるものが出された形跡はない。ただ、同年一〇月二七日付の文部省文書「在日朝鮮人の教育上の取扱に関する基本方針案」には、以下の一項がある。<sup>(65)</sup>

四、公立の学校においては、朝鮮人のための特別の施設、あるいは朝鮮人のための特別の授業は行わない。但し現に課外授業として朝鮮語等の教育を行っているものについては暫定的にこれを認める。

当文書の欄外には「文部省として本案を閣議に提出希望していたが、未だ実現に至っていない」と手書されている。「基本方針」が未確定の文書ではあることに加え、どのような行政上の文脈の中で策定されたものかは不詳ではあるが、公立学校での朝鮮人のための「特別の施設」「特別の授業」は認めないことを明示している。しかも、一九五三年一〇月という時期は、京都で「文部省の方針」云々が取りざたされた時期と重なることから、当文書が近く出される通達となるはずであった可能性もある。何らかの事情で閣議に提出できず、通達として出せなかったと推測する。そこで、現時点では、市教委は、一九四九年の「当分の間特別の学級又は分校を設けることも差し支えない」との通達に依拠し、「国から別段の指示があるまで」の措置と明記したうえで「特別の施設」「特別の授業」を認める「実施要綱」を決定したものと考えている。一九五二年四月二八日の講和条約発効（前年九月八日締結）を以て、これまで朝鮮人学齢児童生徒に課されていた「一条校」への就学義務はなくなったわけであるが、この時期、文部省は、公教育の枠内に朝鮮人を取り込み分散して「同化」すべきか、それとも就学義務なき者として公教育の外に「排除」すべきか、その方針を定めかねていたようにも思われる。この点については、今後の課題とする。

本稿で指摘した朝鮮人の民族的な対抗意識と「融和」をめぐる問題は、重要である。朝鮮人だけの学級ができれば、朝鮮人の民族意識が強くなり、日本人との間に対抗的な「感情意識」が生じかねないと懸念が示されていた。対抗的な感情は、通常学級でも存在したはずであり、朝鮮人がバラバラにされていたがゆえに、たとえ差別的な言動をぶつけられても対抗意識を表すことが困難だったのである。成立の過程で発せられた「融和」は、あくまでも朝鮮人としての意識が発露されないことが前提にあったのである。

#### 注

(1) 文部省事務次官発、都道府県知事・教育委員会宛通達「公立学校における朝鮮語等の取扱いについて」(文初庶第一六六号)、一九四九年一月一日。「四、収容すべ

き朝鮮人の児童生徒は、一般の学級に編入することが適當であるが、学力補充、その他やむを得ない事情があるときは、当分の間特別の学級又は分校を設けることも差し支えない。なお、学区については、日本人児童、生徒と同様にすることが原則である。」

(2) マキ一智子「外国人学校制度」創設の試み―日韓会谈期における在日朝鮮人対策の模索―『北海道大学大学院教育学研究紀要』第一一八号、二〇一三年、三二一、三四頁。

(3) 小沢有作『在日朝鮮人教育論歴史編』亜紀書房、一九七三年、二八七―二八九頁。

(4) マキ一智子「公立朝鮮人学校の開設―戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の―様態―」『日本の教育史学』第五五集、教育史学会、二〇一二年。

(5) 市教委は、「特別学級」以外に「抽出学級」を六校に、「放課後学級」を二校に開設した。

(6) 拙稿「朝鮮人学校の「完全閉鎖」をめぐる攻防―愛知第六朝連小学校（宝飯郡小坂井町）の事例から―」『世界人権問題研究センター研究紀要』第二〇号、二〇一五年。

(7) これまでの研究では「分級」という用語は用いられてはおらず、「分級」的な形態は、民族学級の形態とされている。

(8) 前掲、小沢有作『在日朝鮮人教育論歴史編』。

(9) 前掲、マキ一智子「公立朝鮮人学校の開設―戦後在日朝鮮人教育に対する公費支出の―容態―」。

(10) 京都連絡調整事務局長発、近畿連絡調整事務局長宛「閉鎖朝鮮人学校在学児童の受入れに関する件 四、市教育委員会の受入」（京連地第五号）、一九五〇年一月一日。京都連絡調整事務局は、GHQの日本政府側の窓口として外務省が設置した終戦連絡中央事務局の地方機関であり、地方軍政部に対する諸情報の提供、府県行政との連絡調整等を職務とした。

(11) 不破治（一九〇四年生）京都大学卒、京都市立松原中学校教頭、京都市教育局長、四八年一月教育長就任。

(12) 『京都市教育委員会会議録』一九五〇年一月三十一日。

(13) 『京都市会旬報』第三二号、一九五〇年二月二十五日、京都市会事務局調査課。

(14) 市内で最大規模であった朝連西陣小学校は、新法人申請が却下された後も授業を継続、一九五〇年三月二三日の卒業式を終えた後、閉校した。閉校した校舎は、一九五三年、各種学校として京都朝鮮中学（現在の京都朝鮮中・高級学校）が開校することになる。

(15) 『京都新聞』一九五〇年二月二日。「警官隊と乱闘騒ぎ、京都市庁へ朝鮮人百人」。

(16) 市立小学校で放課後に実施する朝鮮語等の授業は、参照資料に従って「朝鮮語授業」「課外教育」「課外学級」など異なる名称が用いたが、基本的には「朝鮮人課外教育」とする。

(17) 李珍珪「在日朝鮮人の教育の現状はどうなっているのか？」『平和と教育』第四号、一九五三年一月。

(18) 『京都新聞』一九五二年四月二十五日、及び『京都新聞（夕刊）』一九五二年四月二十五日。

(19) 『解放新聞』一九五三年二月八日（原文朝鮮語）。

(20) 『京都市教育委員会会議録』（四月十七日、六月三日、七月二日、一〇月三十一日）による。

(21) 『夕刊京都』一九五三年九月一〇日。

(22) 「学校法人京都朝鮮教育資団の設立認可について」一九五三年五月一日、「昭和二八年一三〇年学校法人（文教課）」（『京都府庁文書』）。

(23) 金斗権さん（一九三三年生）の話（二〇一五年一〇月一六日）。金斗権さんは、半年後の一九五四年一月に上賀茂小学校朝鮮人講師として任用されることとなる。

(24) 『京都新聞』一九五三年九月八日、『夕刊京都』一九五三年九月一〇日。

(25) 一九五〇年四月、柏野小学校には、第二学年九名、第三学年四名など合計三五名が朝鮮人学校から転入した。

- (26) 『解放新聞』(一九五三年九月十五日)は「柏野小学生等闘争 民族学級要求に対して 校長が武警を呼び拳銃と棍棒で応対」と報じた。
- (27) 『夕刊京都』一九五三年九月十六日。「子供連れ要求 市教委へ朝鮮人特別教育を」。
- (28) 「朝鮮語学級について」『朝鮮語学級に関する書類』南大内小学校。文書作成日の記載はないが、記述内容から一九五六年頃と思われる。
- (29) 『京都市教育委員会会議録』一九五三年一月三十一日。
- (30) 当時の教育委員は四名が住民による選挙により、一名が市議会から選出される公選制であった。
- (31) 神先幹子(一九一四年生) 府立一高女卒、地域婦人会会長、四八年「母親の立場で立候補」当選、五〇年再選。
- (32) 福原達郎(一九〇九年生) 明治大学卒、市議会議員(自由民主クラブ所属)、四八年「市会選出」委員として教育委員就任、五一年再任。市会選出委員(自由クラブ)。
- (33) 吉川勝三(一九一七年生) 京都師範卒、醍醐、稲荷、開智、鏡山各小学校校長歴任、五〇年教育委員当選。
- (34) 市川白弦(一九〇二年生) 臨済宗学院卒、花園大学教授、京都人権協合理事、憲法擁護市民の会幹事、五二年教育委員当選。
- (35) 教育委員にはほかに北村金三郎がいた。北村金三郎(一九一七年生) 京都師範卒、教諭、視学、学務課長、下京区長を経て、四八年「市民の確立を期す」として立候補当選、五二年再選。
- (36) 『解放新聞』一九五三年二月十五日。
- (37) 「放課後学級」については「課外学級」という別の呼び方が関係者では定着している。「正規の授業時間中に抽出」して実施する「抽出学級」と正規の授業時間でない放課後「課外」に抽出して実施する「放課後学級」との違いを明確にさせる意味合いで「課外」とされたものと推測するが、本稿では「実施要綱」に即して「放課後学級」とした。
- (38) 前掲「朝鮮語学級について」。
- (39) 『京都新聞』一九五四年七月三十一日。「三教室開放せよ 増改築の西京極校校下朝鮮人中入れ」。
- (40) 一九五四年度『京都市学校指定統計』によると、京都市立小学校に在籍する朝鮮人児童は四、七九九人である。
- (41) 当校『学校沿革史』には「二月一日朝鮮人児童の為朝鮮人学級(二学級)を特設」とある。本稿ではその名称を「朝鮮学級」とした。
- (42) 『京都新聞』一九五四年一月八日。
- (43) 学校側の主要な関心は、学級設置によって増幅されかねない両者の対立を防ぐというレベルに留まり、歪んだ関係を正すというものではなかったとみてよい。
- (44) ただし、南大内小学校では、一九五六年度において第二学年以上を「抽出学級」の対象としていたことが確認できる。(『朝鮮語学級に関する書類』南大内小学校)
- (45) 『京都新聞』一九五四年一月三日、「和やかに開校式」。
- (46) 『養正PTA会報』第五〇号、一九五四年一月。
- (47) 前掲、『養正PTA会報』第五〇号。
- (48) 加藤佐久次(一九一四〜二〇〇二) 一九三四年滋賀県師範学校卒、一九四一年文部省派遣教員として関東州へ出向、旅順水師營公学堂教諭、四四年旅順国民学校訓導等、四七年引揚、五三年京都市公立学校教員任用、養正小等勤務後、第四錦林小、藤ノ森小、嵐山小学校の校長、七三年退職。
- (49) 加藤佐久次『米寿記念生に挑む』二〇〇二年、私家版、二六九頁。
- (50) 加藤の採用試験が一〇月であったとすると、市教委は、養正小や柏野小で児童が抗議行動をした直後の九月中旬から一〇月上旬の時期には、養正小学校に「朝鮮人クラス」を設置する意向を固め、教員採用などの準備を進めていたことになる。これは朝鮮人側が教員養成の講習会を開催するなどして学級開設への準備を進めていた時期と重なることから、一九五三年九月末の時期には、朝鮮人側、行政側双方で「特別学級」の設置の合意が図られ、それぞれ水面下で開設の準備を始めたこと

とができる。

- (51) 加藤佐久次氏の息子加藤久雄さんの話(二〇一五年五月一日)。
- (52) 「北白川韓国中学校」とは、一九四七年に各種学校認可された京都朝鮮中学のことである。居留民団系の京都朝鮮人教育会が経営し、学校閉鎖措置後も継続した中等教育機関で、韓国中学と通称された。
- (53) 「実施要綱」による「特別施設」講師の一九五四年度の月額給与は「特別学級」九、五〇〇円、「抽出学級」七、五〇〇円、「放課後学級」六、〇〇〇円であった。
- (54) 一九五四年度から六六年度までの各年度の第六学年児童の総計が一八八名、五三年度の六年生が一八名である。
- (55) 「二〇一四年度板垣ゼミ報告書 京都市田中地区の在日朝鮮人と民族教育」二〇一五年二月、二一頁。
- (56) 呉英淑さん(一九四五年生)の話(二〇一五年八月二八日)。
- (57) 呉成元さん(一九四六年生)の話(二〇一四年一月一九日)。
- (58) 李福順さん(一九四一年生)の話(二〇一四年一〇月二九日)。
- (59) 『京都市教育委員会指定統計』昭和二九年度。以下同様の形式により、昭和四〇年度までの二二年間にわたり「朝鮮学級」が明示されている。
- (60) 「定数」として配置する教員は「担任」であり、「副担任」は含まれない。
- (61) 文部事務次官発、各都道府県教育委員会・都道府県知事宛通達「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間における教育関係事項の実施について」(文初財第四六四号) 一九六五年二月二八日。
- (62) 文部事務次官発、各都道府県教育委員会・各都道府県知事宛通達「朝鮮人のみを収容する教育施設の取扱いについて」(文普振第二一〇号) 一九六五年二月二八日。
- (63) 「特別学級」の廃止については、公立学校における朝鮮人教育について検討するうえで重要であると考えるが、ここでは事実経過を示すのみに止める。いずれあらためて別稿で論じる必要がある。
- (64) 当時養正小学校教諭であった佐々満郎さん(一九二八年生)からの聞き取り(二〇一四年八月二一日)。
- (65) 浅見豊美他編『日韓国交正常化問題資料 第一期 第四巻 在日・法的地位問題』現代史資料出版、二〇一〇年、三五六頁。当文書の内容については、前掲「外国人学校制度」創設の試み」から教示を受けた。